

第3章



計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

前計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、3つの基本的視点を掲げていました。本計画においても、引き続き以下の3点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 親としての成長の支援

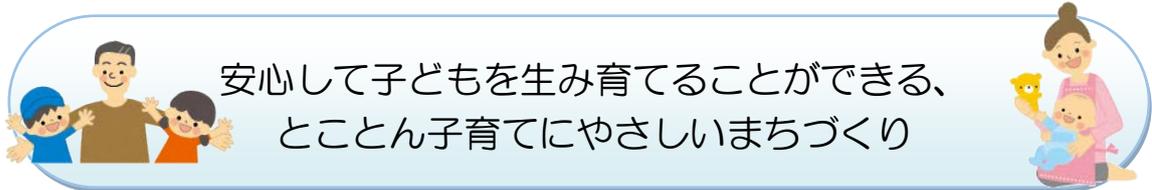
保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられることを目指します。

(3) 地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。



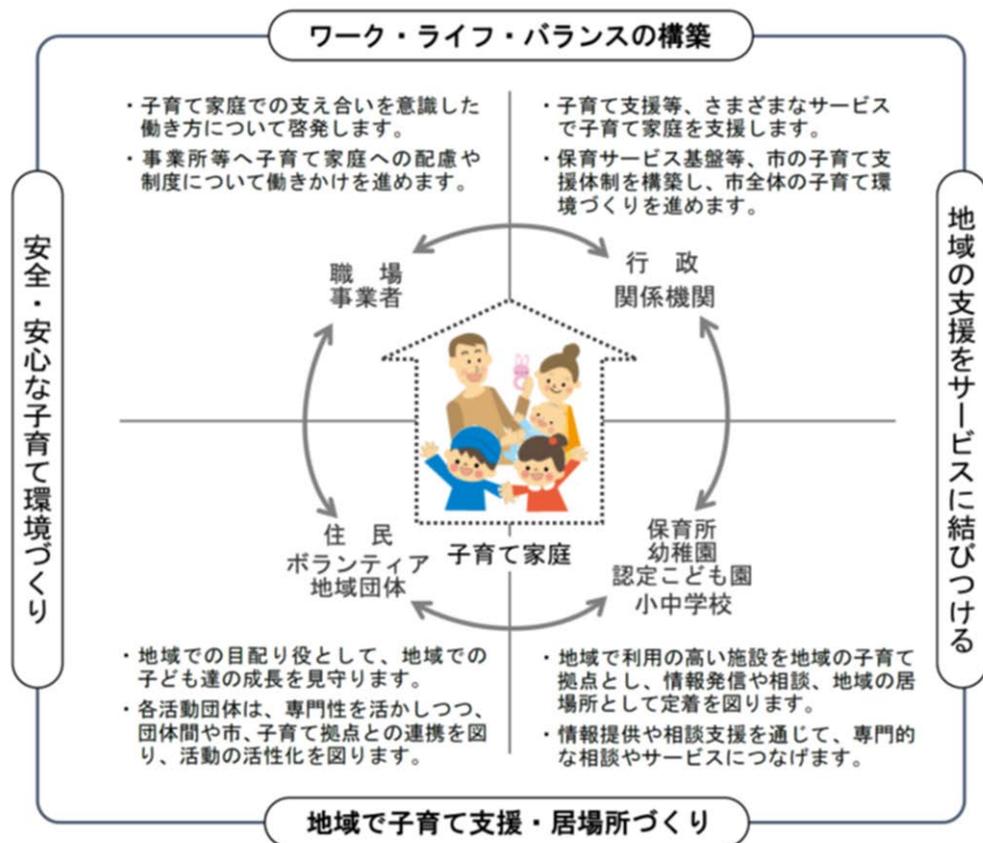
2 基本理念



少子高齢化が進行する中で、近年急激に進んだ都市化や核家族化は、子育ての環境に大きな変化をもたらしました。かつては、家庭に同居する親や祖父母、隣近所の人々の助けやアドバイスを求めることができる環境がありましたが、核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、悩みを相談する相手や助けを求める相手も少なく、子育ての負担と不安によるストレスにさらされ、孤立しがちな保護者も増えています。

子どもを産み育てるためには、様々な迷いや悩みも生じますが、その分「子育てに伴う喜び」も感じることができます。子育ての喜びや楽しさ、苦勞をともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子ども・子育て家庭・地域がともに成長していけるよう、本計画においても前計画の基本理念を引き継ぎ、「安心して子どもを産み育てることができる、とことん子育てにやさしいまちづくり」を推進します。

■市全体で支え合う子育て支援のイメージ



3 基本目標と施策体系

計画の基本理念を実現するために、市と市民がめざすまちの姿を、①子ども、②子育て家庭、③地域社会、④次代の親づくりという視点から設定した4つの基本目標と、その目標達成のために必要な条件を掲げ、施策の体系としました。

また、第4章においてその具体的な取組を定めるとともに、第5章において子ども・子育て支援事業の提供体制の確保策等を定めました。

なお、基本目標及び施策体系は「島原市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～平成26年度）」から「島原市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度（令和元年度）」を経て、本計画へと引き継がれてきています。

■計画の体系図



4 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、全ての子どもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。また、専門性の高い施策及び複数の市町にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する「長崎県子育て条例行動計画」やその他の方針等を踏まえ、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

一方で、子育てについては、まずは家庭が中心となるべきであり、子育て支援として行政のできることには自ずから制約があります。それぞれの保護者に「子育ての基本は家庭である」という認識を高めていただくとともに、子育てにおける保護者、特に母親の負担をまわりが理解し、行政だけでなく、家族や地域がサポートするといった、家庭や地域の取り組みを含めた子育て支援をまちぐるみで展開する必要があります。市民一人一人が子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等で本計画内容を公表し、市民への周知徹底を図るとともに、各種行事や日々の行政活動など、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする市民や地域の気運を高めていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画については、市こども課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「島原市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況は、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第5章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。